

地方消費税交付金(引上げ分)の使途について

(歳入)

地方消費税交付金	内 訳	備 考
599,264 千円	社会保障財源化分 344,387 千円	引上げ分(22分の12)
	一般財源 254,877 千円	現行分(22分の10)

(歳出)

(単位:千円)

事業名		金額	本年度の財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他
社会福祉	要援護対策事業費	15,795	1,714		6,909	5,597	1,575
	保育所運営費	651,601	15,061		49,651	130,487	456,402
	放課後児童クラブ推進事業費	45,941	25,467		6,256	13,737	481
	子育て支援事業費	59,397	19,337			31,009	9,051
保健衛生	重度心身障害者等医療費助成(65才未満)	31,326	13,657		4,092	12,996	581
	重度心身障害者等医療費助成(65才以上)	43,509	18,244		6,573	17,994	698
	心身障害者医療費助成	7,986				7,714	272
	乳児妊産婦医療費助成	4,875	2,430		11	1,579	855
	幼児・児童・高校生等医療費助成	56,595	4,366		177	48,946	3,106
	ひとり親家庭等医療費助成	10,793	5,183		426	4,869	315
	感染症予防事業費	104,832	37,850		11,050	49,460	6,472
	すこやか親子推進事業費	45,922	15,047		360	19,999	10,516
合計		1,078,572	158,356	0	85,505	344,387	490,324

備 考

引上げ分の地方消費税収入(市町村交付金分を含む。)については、社会保障4経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとされている。

(注)「社会保障4経費」・・・制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費